

(別紙)

1 広告規制について改めるべき項目

- (1) 金商業等府令案第75条(広告類似行為)における「ピラ若しくはパンフレットを配布する方法(住居を訪問して配布する方法を除く。)」との部分について、括弧内を削除るべきである。
- (2) 広告等に表示するべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項(金商法施行令案第16条又は金商業等府令案第79条)として、「金融商品取引契約にかかる権利を使用することができる期間の制限、契約の解除をすることができる期間の制限、契約の解除に関する事項」を加えるべきである(なお、金融商品の販売等に関する法律第3条第1項第7号、金商業等府令案第80条第1号参照)。
- (3) 広告等に表示するべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項に関する金商法施行令案第16条第3号イの「当該デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある旨」に、「その理由」を加えるべきである。
- (4) 広告等の表示方法(金商業等府令案第76条第2項)における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異なる大きさで」との定めは、「最も大きなものと異なる大きさで」と改めるべきである。
- (5) 誇大広告をしてはならない事項(金商業等府令案第80条)として、「損失が生じるおそれに関する事項」を明記するべきである。
- (6) 誇大広告をしてはならない事項(金商業等府令案第80条)として、「過去の運用成績に関する事項」を加えるべきである。
- (7) 抵当証券に関して誇大広告をしてはならない事項(金商業等府令案第80条第8号)として、「対象物件の評価額、同物件の担保力、債務者の信用力、債務者の財務状態に関する事項」を加えるべきである。

2 契約締結前交付書面について改めるべき項目

- (1) 金商法施行令案第16条の2(金融商品取引法第37条の3第3項本文括弧書きの政令の定め)の「五百名以上の者」との部分は、「五十名以上の者」と改めるべきである。
- (2) 金商業等府令案第84条(共通記載事項)に、「金融商品取引契約にかかる権利を使用することができる期間の制限、契約の解除をすることができる期間の制限、契約の解除に関する事項」を加えるべきである(なお、金融商品の販売に関する法律第3条第1項第7号、金商業等府令案第80条第1号参照)。

3 その他金融商品取引法における販売・勧誘規制に関して改めるべき項目

- (1)金商業等府令案第124条第7号（不招請勧誘禁止対象契約についての勧誘目的隠蔽による顧客集め）については、集めただけで（勧誘に至らなくても）禁止にするべきである（同条同号の「て当該金融商品取引契約の締結を勧誘す」を削除するべきである。）。
- (2)金商業等府令案第124条第25号（両建て勧誘の禁止）について、「店頭金融先物取引の受託等」を、「金融商品取引の受託等」に改めるべきである。

4 その他金融商品取引法に関して改めるべき項目

- (1)金商業府令案第65条の特定投資家に移行可能な個人の要件についての定めは、記載の要件をすべて充足することを必要とすることを条文の文言上明確にするべきである。
- (2)定義府令案第10条第1項第24号イにおいて適格機関投資家の要件として、有価証券残高10億円以上で、口座開設後1年経過している個人を定めることには、届け出を要件とするとしても反対である。
- (3)金商業等府令案第130条第1号について、「頻繁に」の文言を削除するべきである。また、同条第1号とは別に、「頻繁に当該顧客の計算において有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引をしている状況」との規定を設けるべきである。

5 その他の金融商品関連法（銀行法・保険業法等）に関して改めるべき項目

5の1 銀行法関連項目

(1)広告規制について

- (1)広告等に表示すべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（銀行法施行令案第4条の5）として、中途解約の場合に支払いを要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を具体的に加えるべきである。また、銀行法施行令案第4条の5第2号については、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても明記すべきである。
- (2)広告等の表示方法（銀行法施行規則案第14条の11の18）における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異なる大きさで」との定めは、「最も大きなものと異なる大きさで」と改めるべきである。
- (3)誇大広告をしてはならない事項（銀行法施行規則案第14条の11の

21)として、「特定預金等契約において損失が生じるおそれに関する事項」を明記するべきである。

(2) 契約締結前の交付書面

(1) 契約締結前交付書面の記載事項（銀行法施行規則案第14条の11の26第1項）に「取引の仕組み」も含まれることを明確にするべきである。

(2) 契約締結前交付書面の記載方法（銀行法施行規則案第14条の11の22）について、損失が生じるおそれに関する事項の記載方法は、文書のはじめに12ポイント以上の赤字で表現するなどの工夫をするべきである。

(3) 勧誘規制関係について

(1) 特定預金等契約、少なくともデリバティブ預金と通貨オプション組み入れ型預金については、書面による解除（クーリング・オフ）の対象とするべきである（銀行法第13条の4、金融商品取引法第37条の6）。

(2) 特定預金等契約については、不招請勧誘の禁止、勧誘意思確認、再勧誘の禁止の対象とするべきである（銀行法第13条の4、金融商品取引法第38条第3号～第5号）。

(3) 金銭債権等と預金等との誤認防止（銀行法施行規則案第13条の5）に関して、「顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ」との部分は「顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的を踏まえ」とするべきである。

5の2 保険業法関係項目

(1) 広告規制について

(1) 広告等に表示すべき顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（保険業法施行令案第44条の5）について、中途解約の場合に支払いを要する違約金の額や計算例など、違約金に関する事項を盛り込むべきである。また、保険業法施行令第44条の5第2号においては、価格変動リスクによる損失の可能性があること、その直接の原因となる指標、理由などに加え、損失が最大の場合どの程度となるかについても明記するべきである。

(2) 広告の記載方法（保険業法施行規則案第234条の16）における重要事項の表示の文字又は数字の大きさについて、「最も大きなものと著しく異なる大きさで」との規定は、「最も大きなものと異なる大きさで」と改めるべきである。

(3) 誇大広告をしてはならない事項(保険業法施行規則案 234 条の 19)として、「特定保険契約において損失が生じるおそれに関する事項」を明記するべきである。

(2) **契約締結前の交付書面**

(1) 契約締結前交付書面の記載事項(保険業法施行規則案第 234 条の 23 第 1 項)に「取引の仕組み」も含まれることを明確にするべきである。

(2) 契約締結前交付書面の記載方法(保険業法施行規則案第 234 条の 20)について、損失が生じるおそれに関する事項は、文書のはじめに 12 ポイント以上の赤字で表現するなどの工夫をするべきである。

(3) **勧誘規制関係について**

(1) 特定保険契約については、不招請勧誘の禁止、勧誘意思確認、再勧誘の禁止の対象とするべきである(保険業法第 300 条の 2 、金融商品取引法第 38 条第 3 号～第 5 号)。

以 上